

大田原市における人事行政の運営状況

市職員の任免や給与など、本市における人事行政の運営状況についてお知らせします。市民の皆様に本市職員の職員数や給与など人事行政全般の実態を知っていただくことで、一層のご理解をいただくために公表するものです。

◇職員の任用状況（令和4年4月1日採用者数）

- ・競争試験による採用者数 20人
- ・その他 1人

◇職員の退職状況（令和3年度中）

- ・定年退職 17人
- ・応募認定退職 3人
- ・普通退職 6人
- 計 26人

◇部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

		職員数（人）		対前年 増減数 （人）	主な増減理由
		令和3年	令和4年		
一般行政部門	議 会	6	6		
	総 務	137	134	▲3	育児休業等職員の減
	税 務	37	36	▲1	再任用職員の配置による減
	民 生	97	93	▲4	退職職員の不補充による減
	衛 生	38	40	2	ワクチン接種業務増のため
	労 働	2	2		
	農林水産	35	35		
	商 工	8	8		
	土 木	49	50	1	住宅関連業務の充実に伴う増
	小 計	409	404	▲5	
特別行政部門	教 育	90	91	1	国体準備の充実に伴う増
	小 計	90	91	1	
公営企業等会計部門	水 道	9	10	1	水道事業の充実に伴う増
	下 水 道	13	13		
	そ の 他	38	38		
	小 計	60	61	1	
合 計		559	556	▲3	

（注） 職員数は、地方公務員の身分を有する休職者・派遣職員を含み、市長・副市長、教育長、臨時・非常勤職員、任期付職員、会計年度任用職員、一部事務組合への派遣職員を除きます。

◇定員適正化計画の概要および進捗状況

●計画期間

- ・令和3年度から令和7年度までの5年間です。

●基本方針の概要

- ・基準年度の令和2年4月1日現在の職員数568人を、令和7年4月1日現在で543人とし、25人（4.4%）の純減とします。
- ・職員定数の削減は、退職者の不補充や、市政の課題や市民ニーズに適切に対応するための柔軟な人材配置を行いつつ、計画的な職員採用により行います。
- ・職員定数削減と市民サービス向上の両立を図るため、民間委託の推進、指定管理者制度による市施設の管理運営など、民間事業者を活用した取り組みを積極的に行います。

●定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

期 日		令和3年 4月1日	令和4年 4月1日	令和5年 4月1日	令和6年 4月1日	令和7年 4月1日
各年度の 職員数	計 画 (A)	560人	555人	549人	549人	543人
	実 績 (B)	559人	556人			
計画と実績の差 (B) - (A)		▲1人	1人			

(注) 実績職員数は、地方公務員の身分を有する休職者・派遣職員を含み、市長・副市長、教育長、任期付・臨時・非常勤職員、会計年度任用職員、一部事務組合への派遣職員を除きます。

◇人事評価の実施状況

本市では、公平な評価によって職員の能力開発と業務改善を促し、公務効率の向上及び組織の活性化を図ることを目的とした人事評価制度を導入しています。

●能力評価

・職務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に評価しています。

●業績評価

・職員があらかじめ設定した業務目標の達成度又はその他設定目標以外の取組により、その業務上の業績を客観的に評価しています。

●被評価者の範囲

・人事評価の対象となる職員は、評価期間に在職する一般職の職員としています。

●評価期間

・毎年4月1日から9月30日までを上期とし、10月1日から翌年の3月31日までを下期としています。

●人事評価の結果の活用

・人事評価の結果は、被評価者の給与、その他の人事管理の基礎として活用しています。
・評価者は、人事評価の結果を職員の人材育成に積極的に活用するよう努めています。

◇人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳出額	人件費	人件費率	令和元年度 の人件費率
令和2年度	人 70,482	千円 44,107,933	千円 5,076,098	% 11.5	% 15.4

◇職員の給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和2年度	人 506	千円 1,958,469	千円 360,458	千円 819,407	千円 3,138,334	千円 6,202

(注) 一般行政部門と教育部門の一般職の給与費の決算額です。職員手当には退職手当を含みません。

◇職員の平均給料月額・平均給与月額・平均年齢の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
大田原市	円 312,700	円 363,356	歳 40.7	円 306,400	円 332,976	歳 51.3
国	325,827		43.0	286,947		50.9

(注1) 「給与」は「給料」に「諸手当」を加えたものです。

◇職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		大田原市	国
一般行政職	大学卒	182,200 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	150,600 円

◇職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和3年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	259,136 円	347,886 円	379,717 円	406,976 円
	高校卒	—	303,725 円	354,300 円	385,014 円

（注）経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

◇一般行政職の級別職員数の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職務内容	部長等	課長等	課長等 総括主幹等	主 幹 副主幹	係 長 主 査	主 査	主任主事等	主事等
職員数 人	13	26	24	67	58	146	30	39
構成比 %	3.2	6.5	6.0	16.6	14.4	36.2	7.4	9.7

◇主な職員手当の状況（1）（令和3年4月1日現在）

区 分	内 容
扶養手当	(1) 配偶者 6,500 円 (2) 子 10,000 円 ①満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子についての加算 5,000 円 (3) 父母等 6,500 円 ※行政職給料表8級の者にあつては、(1)及び(3)の支給額は3,500円
住居手当	(1) 賃貸住宅 ①家賃が27,000円以下の場合 家賃の月額から16,000円を控除した額 ②家賃が27,000円を超える場合 (家賃月額-27,000円)×1/2 + 11,000円 (支給限度額 28,000円)
地域手当	(1) 支給率 3% ※国の制度(支給率) 6%

◇主な職員手当の状況（2）

区 分	内 容												
期末手当 勤勉手当	(令和3年度支給割合)												
	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>6月期</td> <td>1. 275月分</td> <td>0. 950月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1. 275月分</td> <td>0. 950月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2. 55月分</td> <td>1. 90月分</td> </tr> </table>		期末手当	勤勉手当	6月期	1. 275月分	0. 950月分	12月期	1. 275月分	0. 950月分	計	2. 55月分	1. 90月分
		期末手当	勤勉手当										
	6月期	1. 275月分	0. 950月分										
12月期	1. 275月分	0. 950月分											
計	2. 55月分	1. 90月分											
	(職務上の段階、職務の級等による加算措置 有)												

退職手当	(令和3年度)	
	支給率	自己都合 応募認定・定年
	勤続20年	19.6695月分 24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分 33.270750月分
	勤続35年	39.7575月分 47.709 月分
	最高限度額	47.709 月分 47.709 月分
	その他の加算措置	応募認定退職 2~45%加算
1人当たりの平均支給額	自己都合 9,588千円 応募認定・定年 20,246千円	

※退職手当の1人当たりの平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額です。

◇特別職の報酬等の状況

区分	給料・報酬月額 (令和3年4月1日現在)	期末手当 (令和3年度支給割合)	
市長 副市長	776,000円	6月期	1.650月分
	608,000円	12月期	1.650月分
		計	3.300月分
議長 副議長 議員	500,000円	6月期	1.675月分
	435,000円	12月期	1.675月分
	406,000円	計	3.350月分

※市長及び副市長の給料は、20%減額後の金額です。

◇年次有給休暇取得の状況(令和3年度)

・平均取得日数 12.9日 ・取得率 64.5%

※育児休業取得者を除きます。

◇育児休業および介護休暇取得者数(令和3年度)

・育児休業取得者 21人 ・介護休暇取得者 1人

◇分限処分および懲戒処分の状況(令和3年度)

・分限処分者

区分	降任	免職	休職	降給	合計
処分者数(人)	0	0	4	0	4

(注) 分限処分とは、公務の能率の維持やその適正な運営の確保の目的から、勤務成績不良、心身の故障などのため職員が十分職責を果たせない場合に、職員の意に反して行う処分です。

・懲戒処分者

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
処分者数(人)	1	0	0	0	1

(注) 懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的とした処分です。

◇営利企業従事の状況(令和3年度)

・承認件数 39件 ・従事内容 農林業:17件、その他:22件

◇職員研修の実施状況(令和3年度)

研修区分	実施件数	参加人数
那須地区広域行政事務組合が実施する研修	18件	219人
栃木県市町村振興協会が実施する研修	22件	49人
大田原市が実施する研修	2件	17人

派遣研修（栃木県）	1件	2人
合 計	43件	287人

◇職員の健康管理の状況（令和3年度）

- 定期健康診断など 実施回数 6回 受診者数 212人
- 人間ドックなど 受診者数 360人
- その他の健診など 17人（B型肝炎抗原・抗体検査）、112人（歯科健診）

◇公務災害補償の実施状況（令和3年度）

- ・認定件数 4件

◇勤務条件に関する措置の要求の状況

- ・係属事案はなく、令和3年度に新たな措置要求はありませんでした。

◇不利益処分に関する不服申し立ての状況

- ・係属事案はなく、令和3年度に新たな不服申し立てはありませんでした。

◇職員からの苦情の処理状況

- ・係属事案はなく、令和3年度に新たな苦情の申し出はありませんでした。

◇職員の福利厚生（大田原市職員互助会）の状況

●概要

大田原市職員互助会は地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の福利厚生事業を実施するため組織されたもので、職員などの掛金と大田原市などの交付金をもとに次のような事業を実施しています。

●会員数 577人

（注）令和4年4月1日現在。会員数には公益的法人の職員を含みます。

●会員の掛金のみで実施している事業

- ・給付事業（慶弔金や見舞金等の給付）
- ・駐車場事業（職員の駐車場使用料の一部助成）
- ・地域奉仕活動
- ・芸術鑑賞等助成
- ・生涯学習助成
- ・ボウリング大会助成事業（中止）
- ・リフレッシュ宿泊助成
- ・災害ボランティア活動助成
- ・退職者送別会実施事業（中止）
- ・国体ポロシャツ購入助成
- ・市内飲食店支援助成

●令和3年度決算額

科 目	収入額（円）
会 員 掛 金	6,301,775
交 付 金	0
繰 越 金	3,111,161
繰 入 金	4,729,400
雑 収 入	7,113,762
合 計	21,256,098

科 目	支出額（円）
給 付 事 業 費	3,218,440
厚 生 事 業 費	14,781,913
研 修 費	149,235
事 務 局 費	175,239
予 備 費	0
合 計	18,324,827

◇職員の退職管理の状況

本市では、「地方公務員法第 38 条の 2 及び第 60 条第 4 号から第 7 号」までの規定に基づき、「大田原市職員の退職管理に関する規則」を制定し、職員の退職管理の適正を確保するための措置に関し、必要な事項を定めています。

●同法第 38 条の 2 第 6 項第 6 号に基づき、離職後に営利企業等に再就職した元職員は離職前 5 年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の職員に対して、当該営利企業等またはこの子法人と在職していた地方公共団体との間の契約等事務について、離職後 2 年間、職務上の行為をするように、又はしないように現職職員に要求・依頼することを禁止しています。

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和4年4月1日現在）

行政職給料表（水道事業及び下水道事業職員を除く）

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事の職務	69	12.6			296	56.4	係員級
2級	主任の職務	66	12.0					
3級	主査の職務	161	31.8					
4級	副主幹の職務	100	18.2			193	35.2	係長級
5級	主幹の職務	93	16.9	係長 所長・館長 保育主幹 技術主幹 担当 主幹	74 7 4 2 1 5			
				計	93			
6級	総括主幹の職務	21	3.8	課長補佐 事務局長補佐 園長 技術監 担当	14 2 2 1 2	49	8.9	課長級
				計	21			
7級	副参事の職務	28	5.1	課長 支所長 中央公民館長 会計管理者	24 2 1 1	28		
				計	28			
8級	参事の職務	11	2.0	部長 議会事務局長 監査委員事務局長 教育部長 参事	6 1 1 1 2	11	2.0	部長級
				計	11			
合計		549	100.0					

- ※ 1級 主事に再任用短時間勤務職員4名、任期付短時間勤務職員8名、育児休業代替職員8名を含む。
- ※ 2級 主任に再任用短時間勤務職員20名を含む。
- ※ 3級 主査に任期付短時間勤務職員4名を含む。

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和4年4月1日現在）

技能労務職員給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	技能又は労務職員	10	26.3	技術員※	1
				公仕※	7
				調理員※	2
				計	10
2級	技能職員又は相当の経験を必要とする 労務職員	0	0.0		
				計	0
3級	1 相当の技能又は経験を必要とする 技能職員	3	7.9	公仕	3
	2 相当の経験を有し、かつ困難な作 業を行う労務職員				
				計	3
4級	1 高度の技能又は経験を必要とする 技能職員	14	36.8	運転手	4
	2 高度の作業又は経験を必要とする 労務職員				
				技術員	1
				公仕	6
				調理員	3
				計	14
5級	1 極めて高度な技能又は経験を必要 とする技能職員	11	32.2	運転手	1
	2 極めて高度な技能又は経験を必要 とする労務職員				
				技術員	1
				公仕	6
				調理員	3
				計	11
合計		38	100.0		

※ 1級の職員全ては、再任用短時間勤務職員である。